平成２２年（フ）第２０号
広島県安芸高田市吉田町吉田901番地２
債務者　梶田電工こと　梶田　壽昭
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　　浩
４　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１４８９号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目５番地５　Ｌｉｂｅｒｔａ松本104号
債務者　齋藤　三生
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　葉子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後０時
５　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３号
青森県八戸市東白山台４丁目12番５号
債務者　荒沢　重治
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤口　英司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１０６９号
福岡市城南区長尾３丁目10番７―301号
債務者　宮川　卓也
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大神　朋子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４７６号
熊本市田崎１丁目５番115号
債務者　島田　秀一
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　啓章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５５２号
熊本県下益城郡美里町岩野1261番地
債務者　楠本　眞也
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板井　　優
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１８号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2683番地６
債務者　松尾　史朗
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１９号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2683番地６
債務者　松尾さつき
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７３０号
大阪府東大阪市昭和町20番３号　シャトー天平302号
債務者　安堵　陽亮
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細井　信秀
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２２７号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎１棟304号
債務者　樋江井和彦
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２５号
北海道松前郡松前町字江良677番地
債務者　伊藤多恵子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
北海道北斗市久根別４丁目42番18号
債務者　船岡　正子（旧姓高村）
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
函館市梁川町21番17号
債務者　吉田　修司
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
岩手県大船渡市三陸町綾里字田浜上99番地
債務者　中村　猛雄
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６４号
山形県上山市金生西２丁目14番13号
債務者　本田　耕二
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５０号
山形県西村山郡河北町谷地字東466番地の４、前住所山形県東根市温泉町１丁目17番６号
債務者　高橋　壽三
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
山形県東村山郡山辺町大字山辺３番地３、申立時の住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2726番地17
債務者　佐藤　敏雄
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部